



電 委 第 8 号

平成22年1月15日

生活文化センター株式会社

代表取締役 針田 淳平 殿

電気通信事業紛争処理委員会

委員長 龍岡 資晃



平成21年12月25日付けで貴社から申請がありましたあっせんにつきましては、別添のとおり、相手方当事者である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから、これに応ずる考えはない旨の通知がありましたので、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第154条第2項等の規定に基づきあっせんをしないものとなりました。

このため、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第6条の規定に基づきその旨を通知します。



平成 22 年 1 月 12 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモ
代表取締役社長 山田 隆博



電委第1号（平成22年1月6日付）により、貴委員会から通知がございました、生活文化センター株式会社を申請人とするあっせんの申請につきましては、当社はあっせんに応じる考えはございませんので、その旨ご報告いたします。

以 上

あっせんに応じない理由

当社は、生活文化センター株式会社との間におけるMVNOの提供に係る相互接続については、平成21年12月17日付けの生活文化センター株式会社宛ての通知「相互接続の拒否について」により、理由を明示した上で、明確な接続拒否の回答をしています。

当社は、当該接続拒否に係る方針を変更する考えはなく、歩み寄りの余地はないため、生活文化センター株式会社を申請人とするあっせんについては、応じないこととします。